

付表1

固 定 資 産 明 細 書

対象施設等			取 得 年 月 日	減価償却 開 始 年 月 日	取得価額 円	帳簿価額 円	耐用 年数	※ 決定価格 円	摘要
種類	細目	数量							
機械装置	〇〇加工機	1	R7.5.1	R7.5.1	10,000,000	9,325,000	10		機械番号1
〃	××型プレス機	1	R7.5.1	R7.5.1	15,000,000	13,987,500	10		機械番号2
〃	△△△取付機	1	R7.5.1	R7.5.1	7,200,000	6,714,000	8		機械番号3
〃	★★組立機	1	R7.7.20	R7.7.20	5,000,000	4,662,500	8		機械番号4
〃	◇◇◇鋳造機	1	R7.10.31	R7.10.31	4,000,000	3,730,000	8		機械番号5
	計				41,200,000	38,419,000			

・この固定資産明細書には、課税免除の対象となる設備のみ記載してください。

・生産設備配置図、従業員在籍調査明細書と一致します。

記載上の注意

「対象施設等」の欄は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第2条第3項第2号イ若しくはロに掲げる事業の用に供されている(1)に掲げるものについて、又は同号イに掲げる事業に関連する開発研究の用に供されている(2)に掲げるものについて記載すること。

- (1) 所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）第11条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条第1項又は第17条の2第1項に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
- (2) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第102号）の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第12条の5第2項又は第17条の5第2項に規定する建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年財務省令第24号）の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）第3条の4第1項又は第6条の4第1項に規定する減価償却資産